

平成 2 5 年度

予 算 書

加 賀 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	平成 2 5 年度加賀市一般会計予算 -----	1
議案第 2 号	平成 2 5 年度加賀市国民健康保険特別会計予算 -----	15
議案第 3 号	平成 2 5 年度加賀市後期高齢者医療特別会計予算 -----	21
議案第 4 号	平成 2 5 年度加賀市介護保険特別会計予算 -----	24
議案第 5 号	平成 2 5 年度加賀市下水道事業特別会計予算 -----	30
議案第 6 号	平成 2 5 年度加賀山代温泉財産区特別会計予算 -----	35
議案第 7 号	平成 2 5 年度加賀山中温泉財産区特別会計予算 -----	40
議案第 8 号	平成 2 5 年度加賀市土地区画整理事業特別会計予算 -----	43
議案第 9 号	平成 2 5 年度加賀市病院事業会計予算 -----	47
議案第 1 0 号	平成 2 5 年度加賀市水道事業会計予算 -----	53

一 般 会 計 予 算

議案第1号

平成25年度 加賀市一般会計予算

平成25年度の加賀市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,296,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度加賀市一般会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月26日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 25年度加賀市一般会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		8,776,200
	1. 市民税	3,397,000
	2. 固定資産税	3,889,300
	3. 軽自動車税	147,200
	4. 市たばこ税	614,000
	6. 入湯税	220,700
	7. 都市計画税	508,000
2. 地方譲与税		262,000
	1. 地方揮発油譲与税	84,000
	2. 自動車重量譲与税	178,000
3. 利子割交付金		30,000
	1. 利子割交付金	30,000

(単位：千円)

款	項	金額
4. 配当割交付金		10,000
	1. 配当割交付金	10,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		3,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	3,000
6. 地方消費税交付金		690,000
	1. 地方消費税交付金	690,000
7. ゴルフ場利用税交付金		90,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	90,000
8. 自動車取得税交付金		78,000
	1. 自動車取得税交付金	78,000
9. 地方特例交付金		27,000
	1. 地方特例交付金	27,000

(単位：千円)

款	項	金額
10. 地方交付税		7,438,000
	1. 地方交付税	7,438,000
11. 交通安全対策特別交付金		10,000
	1. 交通安全対策特別交付金	10,000
12. 分担金及び負担金		669,425
	1. 分担金	3,700
	2. 負担金	665,725
13. 使用料及び手数料		418,460
	1. 使用料	131,061
	2. 手数料	287,399
14. 国庫支出金		4,125,719
	1. 国庫負担金	3,298,237

(単位：千円)

款	項	金額
	2. 国庫補助金	811,266
	3. 委託金	16,216
15. 県支出金		1,953,046
	1. 県負担金	1,078,038
	2. 県補助金	691,078
	3. 県委託金	183,930
16. 財産収入		25,501
	1. 財産運用収入	15,501
	2. 財産売払収入	10,000
17. 寄附金		3,250
	1. 寄附金	3,250
18. 繰入金		529,217

(単位：千円)

款	項	金額
	2. 基金繰入金	529,217
19. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000
20. 諸収入		404,282
	1. 延滞金、加算金及び過料	12,000
	2. 市預金利子	1,200
	4. 貸付金元利収入	212,184
	5. 受託事業収入	642
	6. 雑入	178,256
21. 市債		2,732,900
	1. 市債	2,732,900
	歳 入 合 計	28,296,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		288,620
	1. 議会費	288,620
2. 総務費		2,873,653
	1. 総務管理費	2,190,087
	2. 徴税費	365,191
	3. 戸籍住民基本台帳費	135,931
	4. 選挙費	150,405
	5. 統計調査費	7,056
	6. 監査委員費	24,983
3. 民生費		11,283,607
	1. 社会福祉費	5,008,426
	2. 児童福祉費	4,463,215

(単位：千円)

款	項	金額
	3. 生活保護費	1,811,966
4. 衛生費		2,752,460
	1. 保健衛生費	1,403,816
	2. 環境衛生費	237,624
	3. 清掃費	1,014,545
	4. 広域事務費	96,475
5. 労働費		7,030
	1. 労働諸費	7,030
6. 農林水産業費		340,559
	1. 農業費	240,890
	2. 林業費	83,923
	3. 水産業費	15,746

(単位：千円)

款	項	金額
7. 商工費		900,860
	1. 商工費	327,501
	2. 観光費	573,359
8. 土木費		2,591,375
	1. 土木管理費	193,337
	2. 道路橋梁費	869,530
	3. 河川費	33,325
	4. 港湾費	1,700
	5. 都市計画費	1,461,650
	6. 住宅費	31,833
9. 消防費		1,224,905
	1. 消防費	1,224,905

(単位：千円)

款	項	金額
10. 教育費		2,104,215
	1. 教育総務費	198,939
	2. 小学校費	373,305
	3. 中学校費	307,062
	4. 幼稚園費	6,719
	5. 社会教育費	716,596
	6. 保健体育費	501,594
12. 公債費		3,813,553
	1. 公債費	3,813,553
13. 諸支出金		105,163
	2. 基金費	44,868
	3. 公営企業費	60,295

(単位：千円)

款	項	金額
14. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		28,296,000

第2表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成25年度 北陸新幹線整備事業債	1,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
平成25年度 農業用施設整備事業債	11,900			
平成25年度 観光振興推進事業債	290,000			
平成25年度 漁港整備事業債	6,400			
平成25年度 道路整備事業債	35,900			
平成25年度 港湾整備事業債	400			
平成25年度 街路整備事業債	36,500			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成25年度 景 観 整 備 事 業 債	4,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
平成25年度 消 防 施 設 整 備 事 業 債	30,700			
平成25年度 中 学 校 施 設 整 備 事 業 債	60,600			
平成25年度 社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 債	6,300			
平成25年度 合 併 特 例 債	427,200			
平成25年度 辺 地 対 策 事 業 債	30,900			
平成25年度 過 疎 対 策 事 業 債	151,000			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成25年度 病院事業会計出資債	21,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
平成25年度 水道事業会計出資債	17,100			
平成25年度 臨時財政対策債	1,600,000			
合 計	2,732,900			

国民健康保険特別会計予算

議案第2号

平成25年度 加賀市国民健康保険特別会計予算

平成25年度の加賀市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,014,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月26日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 25年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		2,110,287
	1. 国民健康保険税	2,110,287
3. 国庫支出金		2,090,841
	1. 国庫負担金	1,561,678
	2. 国庫補助金	529,163
4. 療養給付費交付金		576,330
	1. 療養給付費交付金	576,330
5. 前期高齢者交付金		1,962,659
	1. 前期高齢者交付金	1,962,659
6. 県支出金		454,974
	1. 県補助金	390,545
	2. 県負担金	64,429

(単位：千円)

款	項	金額
7. 共同事業交付金		1,160,000
	1. 共同事業交付金	1,160,000
8. 財産収入		400
	1. 財産運用収入	400
9. 繰入金		637,969
	1. 他会計繰入金	552,781
	2. 基金繰入金	85,188
11. 諸収入		20,540
	1. 延滞金及び過料	5,050
	4. 雑入	14,650
	5. 貸付金元利収入	840
歳 入 合 計		9,014,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		133,485
	1. 総務管理費	122,530
	2. 徴税費	10,826
	3. 運営協議会費	129
2. 保険給付費		6,060,049
	1. 療養諸費	5,324,424
	2. 高額療養費	698,320
	3. 移送費	50
	4. 出産育児費	30,255
	5. 葬祭諸費	7,000
3. 後期高齢者支援金等		1,050,000
	1. 後期高齢者支援金等	1,050,000

(単位：千円)

款	項	金額
4. 前期高齢者納付金等		587
	1. 前期高齢者納付金等	587
5. 老人保健拠出金		200
	1. 老人保健拠出金	200
6. 介護納付金		486,449
	1. 介護納付金	486,449
7. 共同事業拠出金		1,190,004
	1. 共同事業拠出金	1,190,004
8. 保健事業費		63,447
	1. 特定健康診査等事業費	49,837
	2. 保健事業費	13,610
9. 基金積立金		400

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 基金積立金	400
10. 公債費		2,000
	1. 公債費	2,000
11. 諸支出金		26,379
	1. 償還金及び還付加算金	12,315
	2. 繰出金	14,064
13. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
	歳 出 合 計	9,014,000

後期高齢者医療特別会計予算

議案第3号

平成25年度 加賀市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度の加賀市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 806,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

平成25年2月26日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 25年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		565,294
	1. 後期高齢者医療保険料	565,294
3. 繰入金		237,994
	1. 繰入金	237,994
4. 繰越金		100
	1. 繰越金	100
5. 諸収入		2,612
	1. 延滞金及び過料	600
	2. 償還金及び還付加算金	2,010
	3. 預金利子	2
歳 入 合 計		806,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		5,309
	1. 総務管理費	5,309
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		798,081
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	798,081
3. 公債費		100
	1. 公債費	100
4. 諸支出金		2,010
	1. 償還金及び還付加算金	2,010
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		806,000

介護保険特別会計予算

議案第4号

平成25年度 加賀市介護保険特別会計予算

平成25年度の加賀市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,731,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、450,000 千円と定める。

平成25年2月26日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 25年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入

介護保険事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		1,324,440
	1. 介護保険料	1,324,440
2. 分担金及び負担金		198
	1. 負担金	198
3. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
4. 国庫支出金		1,539,011
	1. 国庫負担金	1,132,306
	2. 国庫補助金	406,705
5. 県支出金		976,968
	1. 県負担金	943,862
	2. 県補助金	33,106

(単位：千円)

款	項	金額
6. 支払基金交付金		1,874,201
	1. 支払基金交付金	1,874,201
7. 財産収入		527
	1. 財産運用収入	527
8. 繰入金		974,147
	1. 他会計繰入金	934,169
	2. 基金繰入金	39,978
9. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
10. 諸収入		5
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	3. 雑入	3
歳入	合計	6,689,500

介護サービス事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. サービス収入		41,900
	1. サービス収入	41,900
歳入	合計	41,900

介護保険特別会計 歳入合計	6,731,400
---------------	-----------

歳 出

介護保険事業勘定

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		102,735
	1. 総務管理費	48,304
	2. 介護認定審査会費	54,431
2. 保険給付費		6,388,218
	1. 保険給付費	6,388,218
4. 地域支援事業費		195,000
	1. 地域支援事業費	195,000
5. 基金積立金		527
	1. 基金積立金	527
6. 公債費		500
	1. 公債費	500
7. 諸支出金		1,520

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 償還金及び還付加算金	1,520
8. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		6,689,500

介護サービス事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		4,535
	1. 総務管理費	4,535
2. 事業費		37,365
	1. 事業費	37,365
歳出合計		41,900

介護保険特別会計 歳出合計

6,731,400

下水道事業特別会計予算

議案第5号

平成25年度 加賀市下水道事業特別会計予算

平成25年度の加賀市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,736,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度加賀市下水道事業特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,700,000 千円と定める。

平成25年2月26日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 25年度加賀市下水道事業特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 事業収入		638,012
	1. 使用料	637,959
	2. 手数料	53
2. 分担金及び負担金		33,243
	1. 負担金	32,883
	2. 分担金	360
3. 国庫支出金		149,345
	1. 国庫補助金	149,345
4. 県支出金		22,163
	1. 県補助金	22,163
5. 繰入金		971,157
	1. 他会計繰入金	971,157

(単位：千円)

款	項	金額
6. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 諸収入		26,879
	1. 貸付金収入	17,648
	2. 延滞金	1
	3. 預金利子	1
	4. 消費税還付金	9,201
	5. 雑入	28
8. 市債		895,200
	1. 市債	895,200
歳 入 合 計		2,736,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 管理費		667,681
	1. 下水道管理費	667,681
2. 建設費		652,556
	1. 建設改良費	652,556
3. 公債費		1,393,343
	1. 公債費	1,393,343
4. 諸支出金		21,420
	1. 貸付金	20,400
	2. 償還金及び還付加算金	1,020
5. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,736,000

第2表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成25年度 公共下水道建設事業債	362,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
平成25年度 公共下水道事業 資本費平準化債	268,400			
平成25年度 公共下水道事業特例債	92,900			
平成25年度 農業集落排水施設整備事業債	3,200			
平成25年度 農業集落排水施設整備 事業資本費平準化債	39,200			
平成25年度 流域下水道建設事業債	88,400			
平成25年度 流域下水道事業 資本費平準化債	40,500			
合 計	895,200			

加賀山代温泉財産区特別会計予算

議案第6号

平成25年度 加賀山代温泉財産区特別会計予算

平成25年度の加賀山代温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 138,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

平成25年2月26日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 25年度加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 一般事業収入		72,680
	3. 財産運用収入	3,767
	5. 寄附金	1
	6. 繰入金	3,000
	7. 繰越金	100
	8. 預金利子	47
	9. 売店収入	61,685
	10. 雑入	4,080
2. 総湯事業収入		53,520
	1. 利用料	49,109
	2. 手数料	9
	3. 区民助成金	4,240

(単位：千円)

款	項	金額
	6. 雑入	162
3. 古総湯事業収入		12,200
	1. 使用料	12,199
	2. 手数料	1
歳入	合計	138,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 一般事業費		69,580
	1. 財産区管理会費	964
	2. 総務管理費	13,507
	4. 区民助成費	4,240
	5. 公債費	1
	6. 基金積立金	140
	8. 売店運営費	50,728
2. 総湯事業費		53,520
	1. 総湯事業費	53,520
3. 古総湯事業費		15,200
	1. 古総湯事業費	15,200
4. 予備費		100

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 予備費	100
歳	出	138,400

加賀山中温泉財産区特別会計予算

議案第7号

平成25年度 加賀山中温泉財産区特別会計予算

平成25年度の加賀山中温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 162,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

平成25年2月26日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 25年度加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 温泉事業収入		53,290
	1. 温泉配湯収入	52,940
	2. 財産運用収入	240
	3. 温泉加入金	10
	5. 繰越金	100
2. 菊の湯事業収入		108,710
	1. 利用料	68,339
	2. 手数料	17
	3. 区民助成金	10,804
	5. 繰入金	21,640
	6. 雑入	7,910
歳 入 合 計		162,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 温泉事業費		53,090
	1. 財産区管理会費	707
	2. 総務管理費	4,317
	3. 源泉管理費	34,012
	4. 区民助成費	10,804
	5. 公債費	10
	6. 基金積立金	3,240
2. 菊の湯事業費		108,710
	1. 菊の湯事業費	108,710
3. 予備費		200
	1. 予備費	200
歳 出 合 計		162,000

土地区画整理事業特別会計予算

議案第8号

平成25年度 加賀市土地区画整理事業特別会計予算

平成25年度の加賀市土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 94,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度加賀市土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

平成25年2月26日提出

加賀市長 寺前 秀一

第1表

平成 25年度加賀市土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 長谷田西土地区画整理事業収入		41,050
	1. 分担金及び負担金	21,300
	2. 繰入金	19,630
	4. 諸収入	120
2. 橋立土地区画整理事業収入		53,850
	2. 繰入金	1,850
	5. 市債	52,000
歳 入 合 計		94,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 長谷田西土地区画整理事業費		41,050
	1. 長谷田西土地区画整理事業費	1,060
	2. 公債費	39,990
2. 橋立土地区画整理事業費		53,850
	1. 橋立土地区画整理事業費	52,200
	2. 公債費	1,650
歳 出 合 計		94,900

第2表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成25年度 橋立土地区画整理事業債	52,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	52,000			

病 院 事 業 会 計 予 算

議案第 9 号

平成 25 年度 加賀市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度の加賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|----------------|----|------|------|-----------|-----|
| 1 加賀市民病院事業 | | | | | |
| (1) 病床数 | | | | 226 床 | |
| 一般病床 | | | | 226 床 | |
| (2) 年間患者数 | | | | | |
| 入院 | | | | 67,575 人 | |
| 外来 | | | | 122,000 人 | |
| (3) 1日平均患者数 | | | | | |
| 入院 | | | | 185 人 | |
| 外来 | | | | 500 人 | |
| (4) 主要な建設改良事業 | | | | | |
| 資産購入費 | | | | 80,000 千円 | |
| 2 加賀看護学校事業 | | | | | |
| (1) 看護学科(3年課程) | 定員 | 1 学年 | 30 名 | 修業年限 | 3 年 |
| 3 加賀市民病院保育施設事業 | | | | | |
| (1) 年間保育数 | | | | | |
| 病児・病後児保育 | | | | 472 人 | |
| 院内保育 | | | | 48 人 | |

平成 25 年度加賀市病院事業会計予算

4	山中温泉医療センター事業	
(1)	病床数	199 床
	一般病床	159 床
	療養病床	40 床
(2)	年間患者数	
	入院	51,830 人
	外来	60,564 人
(3)	1日平均患者数	
	入院	142 人
	外来	206 人
(4)	主要な建設改良事業	
	資産購入費	60,000 千円
5	統合新病院事業	
(1)	主要な建設改良事業	
	病院建設改良費	119,900 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	加賀市民病院事業収益	4,659,200 千円
第 1 項	医業収益	4,180,596 千円
第 2 項	医業外収益	365,288 千円
第 3 項	看護学校収益	101,505 千円
第 4 項	保育施設収益	11,811 千円
第 2 款	山中温泉医療センター事業収益	231,700 千円
第 1 項	医業収益	44,779 千円
第 2 項	医業外収益	186,921 千円
	合 計	4,890,900 千円

支 出

第 1 款	加賀市民病院事業費用	4,515,200	千円
第 1 項	医業費用	4,225,727	千円
第 2 項	医業外費用	164,657	千円
第 3 項	看護学校費用	101,505	千円
第 4 項	保育施設費用	11,811	千円
第 5 項	特別損失	6,500	千円
第 6 項	予備費	5,000	千円
第 2 款	山中温泉医療センター事業費用	362,900	千円
第 1 項	医業費用	346,013	千円
第 2 項	医業外費用	15,887	千円
第 6 項	予備費	1,000	千円
合	計	4,878,100	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 242,672 千円は過年度分損益勘定留保資金 242,526 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 146 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	加賀市民病院資本的収入	294,766	千円
第 1 項	企業債	77,300	千円
第 2 項	出資金	157,034	千円
第 3 項	負担金	57,807	千円
第 4 項	補助金	2,625	千円

平成 25 年度加賀市病院事業会計予算

第 2 款	山 中 温 泉 医 療 セ ン タ ー 資 本 的 収 入	157,362	千 円
第 1 項	企 業 債	57,300	千 円
第 2 項	出 資 金	52,387	千 円
第 3 項	負 担 金	45,050	千 円
第 4 項	補 助 金	2,625	千 円
第 3 款	統 合 新 病 院 資 本 的 収 入	119,900	千 円
第 1 項	企 業 債	61,600	千 円
第 2 項	出 資 金	21,700	千 円
第 3 項	負 担 金	36,600	千 円
	合 計	572,028	千 円

支 出

第 1 款	加 賀 市 民 病 院 資 本 的 支 出	437,000	千 円
第 1 項	建 設 改 良 費	80,000	千 円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	340,460	千 円
第 3 項	開 発 費	520	千 円
第 4 項	そ の 他 支 出 金	16,020	千 円
第 2 款	山 中 温 泉 医 療 セ ン タ ー 資 本 的 支 出	257,800	千 円
第 1 項	建 設 改 良 費	60,000	千 円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	181,780	千 円
第 4 項	そ の 他 支 出 金	16,020	千 円
第 3 款	統 合 新 病 院 資 本 的 支 出	119,900	千 円
第 1 項	建 設 改 良 費	119,900	千 円
	合 計	814,700	千 円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
平成25年度 加賀市民病院医療器械 器具整備事業債	77,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融通条件 による。ただし、企業 財政その他の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、もし くは繰上償還又は低 利に借換えすること ができる。
平成25年度 山中温泉医療センター 医療器械器具整備事業 債	57,300			
平成25年度 統合新病院建設事業債	61,600			
合計	196,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 支出予定の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 加賀市民病院事業

(1) 給与費

2,606,210千円

(2) 交際費

150千円

平成 25 年度加賀市病院事業会計予算

- 2 加賀看護学校事業
 - (1) 給 与 費 77,495 千円
 - (2) 交 際 費 30 千円
- 3 加賀市民病院保育施設事業
 - (1) 給 与 費 11,095 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 医師及び看護師等の研究研修費、院内保育所の運営経費、病院事業会計に係る共済追加費用、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、児童手当の支給に要する経費、医師の派遣を受けることに要する経費並びに地方公営企業会計制度改正対応に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、107,081 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

- 1 加賀市民病院事業 459,900 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第 11 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- 1 取得する資産

- (1) 加賀市民病院事業

種 類	名 称	数 量
医療器械	地域医療連携システム	1 式

- (2) 山中温泉医療センター事業

種 類	名 称	数 量
医療器械	地域医療連携システム	1 式

平成 25 年 2 月 26 日提出

加賀市長 寺 前 秀 一

水道事業会計予算

議案第 10 号

平成 25 年度 加賀市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度の加賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	25,926 戸
(2) 年間総給水量	11,794,275 m ³
(3) 一日平均給水量	32,313 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
拡張事業費	九谷ダム水活用事業 79,400 千円
	配水管網整備事業 84,969 千円
原水及び浄水施設費	水道施設統合化整備事業 176,400 千円
配水及び給水施設費	老朽管更新事業 390,130 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益	2,506,800 千円	
第 1 項 営業収益	2,473,638 千円	
第 2 項 営業外収益	33,162 千円	

平成 25 年度加賀市水道事業会計予算

支 出

第 1 款	水道事業費用	2,494,800 千円
第 1 項	営業費用	2,142,081 千円
第 2 項	営業外費用	319,962 千円
第 3 項	特別損失	31,757 千円
第 4 項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 740,545 千円は、当年度分損益勘定留保資金 692,156 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 48,389 千円をもって補てんするものとする。)

収 入

第 2 款	資本的収入	927,455 千円
第 1 項	企業債	800,500 千円
第 2 項	工事負担金	7,668 千円
第 3 項	他会計出資金	17,100 千円
第 4 項	他会計補助金	34,200 千円
第 5 項	他会計負担金	26,147 千円
第 6 項	国庫支出金	41,840 千円

支 出

第 2 款	資本的支出	1,668,000 千円
第 1 項	建設改良費	1,054,936 千円
第 2 項	企業債償還金	612,064 千円
第 6 項	予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
上水道センター・山中浄水場運転管理等業務	平成25年度から平成26年度まで	53,900
水道施設統合化整備事業(七日市系)	平成25年度から平成26年度まで	264,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
平成25年度 拡張事業債	167,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融通条件に よる。ただし、企業財 政その他の都合によ り据置期間及び償還 期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。
平成25年度 老朽管更新事業債	341,400			
平成25年度 鉛製給水管更新事業債	5,700			
平成25年度 配水管施設整備事業債	60,600			
平成25年度 導送水施設整備事業債	225,400			
合 計	800,500			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 支出予定の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

143,055 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 九谷ダム建設事業、簡易水道統合整備事業に係る企業債元利償還金及び児童手当の支給に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、43,195 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、31,146 千円と定める。

平成 25 年 2 月 26 日提出

加賀市長 寺 前 秀 一